

令和 8 年度
(地域密着型) 介護老人福祉施設
(併設短期含む)
集団指導資料

仙台市介護事業支援課

(令和 8 年 6 月 集団指導)

1 令和8年度運営指導について

令和8年度 運営指導実施予定について

実施期間：令和8年7月～令和9年1月

実施施設数：24施設

※ 対象になる施設・事業所様には6月中を目安に通知させていただきますので、ご確認いただきますようお願い致します。

※ 実施施設数は、令和8年6月時点での予定であり、変更することがあります。

※ 老人福祉法の一般監査とあわせて実施いたします。併設（介護予防）短期入所生活介護事業所につきましても、原則同日に実施します。社会福祉法の法人一般監査も同日となる場合があります。

(1) 本市における運営指導について

厚生労働省「介護保険施設等指導指針」により、運営指導の指導内容は、下記①～③と定められています。

①介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

②最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導

③報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

上記②及び③については、情報セキュリティの確保を前提として、オンライン会議システム等を活用することが可能とされています。

上記①～③の指導内容について、“原則、実地にて行う”と定められていること、また、指導内容①～③を個別に分けて複数回実施するよりも同日に実施する方が指導の効率化を図ることができるため、本市では、施設・事業所に伺い、当日に①～③の全てを行います。

(2) 目的

施設・事業所の運営や報酬請求の状況、高齢者の尊厳保持等に関する理解や取組について確認し、必要に応じた助言や指導を行うことにより、保険給付の適正化及び入所者個々の自立支援に資するサービスの質の確保・向上を図ることを目的としています。

【厚生労働省 関係資料抜粋】

（介護保険施設等指導指針）

利用者等の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設等の支援を基本とし介護保険施設等が行う介護給付等対象サービスに関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

（介護保険施設等運営指導マニュアル）

介護保険制度において、サービスの直接的な担い手である介護保険施設等には、利用者の尊厳を守り、かつ質の高いサービス提供が求められています。国及び地方自治体は、指導により、介護保険施設等が適正なサービスを行うことができるよう支援し、「介護給付等対象サービスの取扱い」及び「介護報酬の請求」に関する「周知の徹底」を図り、「サービスの質の確保」や「保険給付の適正化」が果たされるよう努めなければなりません。

なお、介護保険施設等には法令等遵守のための業務管理体制を構築する義務があり、自ら法令等（運営基準や報酬基準を含む）を遵守する責任があります。

(3) 方針

運営指導については、国が定める「介護保険施設等指導指針」及び「介護保険施設等運営指導マニュアル」を踏まえ、主に次の点について関係書類の確認や担当職員へのヒアリング等を実施します。

- ・利用者本位の自立支援に資するサービスの提供
- ・適正な保険給付の確保
- ・サービスに係る指定基準等の遵守
- ・高齢者虐待防止及び身体的拘束等廃止に関し、正しい制度理解に基づいた適切な措置

※ 指定介護予防サービスについては、同指針及び同マニュアルを準用して実施します。

(4) 根拠法令等

運 営 指 導

- ・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 23 条（文書の提出等）
- ・仙台市介護保険施設等指導要綱（平成 19 年 4 月 1 日健康福祉局長決裁）

監 査

- ・介護保険法第 76 条（報告等）【指定居宅サービス事業者】
- ・介護保険法第 115 条の 7（報告等）【指定介護予防サービス事業者】
- ・介護保険法第 78 条の 7（報告等）【指定地域密着型介護サービス事業者】
- ・介護保険法第 90 条（報告等）【介護老人福祉施設】
- ・仙台市介護保険施設等監査要綱（平成 19 年 4 月 1 日健康福祉局長決裁）

※ 運営指導中に以下のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行います。

- ・介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備及びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる（疑いがある）場合
- ・介護報酬の請求について不正を行っていると認められる（疑いがある）場合
- ・不正の手段により指定等を受けていると認められる（疑いがある）場合
- ・高齢者虐待等が認められる（疑いがある）場合
- ・その他監査の実施を要すると認められる場合

(5) 運営指導の流れ

① 実施通知の送付（仙台市介護事業支援課 → 施設・事業所）

以下の項目について、文書にて事前通知を行い、資料の提出を求めます。

- ・運営指導の実施日時、担当者、目的
- ・運営指導の根拠法令等
- ・運営指導の確認内容等（事前提出資料の作成・提出等、当日の確認内容等）
- ・その他

※ 事前に通知することにより、施設・事業所における日常のサービスの提供状況を確認することができないと判断する場合には、事前通知なしで運営指導を行う場合があります。

② 事前提出資料の作成・提出（施設・事業所 → 仙台市介護事業支援課）

仙台市ホームページから事前提出資料の様式等をダウンロードしていただき、運営指導日の約2週間前までに作成・提出していただきます。

※ 勤務表は厚生労働省の標準様式にて提出いただきますので、事前に作成の仕方を確認しておいてください。運営指導日を含む月【予定シフト】及び前月（実績）、前々月（実績）の作成が必要となります。

③ 運営指導当日

施設・事業所を訪問し、管理者等からのヒアリングや関係書類等の確認を行います。確認の結果、基準違反等が確認された事項について指導・助言等を行い、改善に取り組んでいただきます。

④ 結果通知の送付（仙台市介護事業支援課 → 施設・事業所）

運営指導日から1～2ヶ月後を目途に結果通知を送付します。

⑤ 改善報告書の作成・提出（施設・事業所 → 仙台市介護事業支援課）

運営指導の結果通知にて文書による改善指示があった施設・事業所については、改善状況に関する報告書を作成し、結果通知日から約1ヶ月以内に提出していただきます。

⑥ 改善状況の確認・再指導等（仙台市介護事業支援課 → 施設・事業所）

ご提出いただいた報告書を基に改善状況の確認を行います。改善が不十分な点が確認された場合には、再度調査や指導等を行います。

(6) 留意事項

- ・ 1 日につき 1 施設・事業所の運営指導を基本としますが、同一敷地内等に複数サービスの施設・事業所を有する場合には、同日にお伺いする場合があります。
- ・ 当日の進捗状況や指導内容等により支障の無い範囲での延長及び日を改めた指導を行う場合があります。
- ・ 施設・事業所の規模等を勘案し、介護事業支援課職員 2 名以上で実施します。
- ・ 本市では運営指導の実施にあたっては体調管理や手指消毒など感染対策に努めますが、事業所内での感染症発生等により対応が難しい場合は、運営指導の延期等を含め対応を検討しますので担当までご相談ください。
- ・ 運営指導当日は、車 1 台分の駐車スペースの確保にご協力をお願いします。（特養と軽費が同日の場合は、車 2 台分）

2 虐待防止・身体拘束廃止について

運営指導においては、『高齢者虐待の防止』，『身体的拘束等の廃止（適正化）』について，各施設・事業所での取組状況を重点的に確認します。下記内容をご確認いただき，今一度虐待防止・身体拘束廃止の適切な体制の整備を徹底していただきますようお願いします。

『高齢者虐待の防止』

- ・ 高齢者虐待防止法では，高齢者の養護者のほか，養介護施設従事者等による虐待の防止について規定されています。また，高齢者虐待は，介護保険法では，人格尊重義務違反に該当し，状況によっては指定取消等の行政処分となる可能性もあります。
- ・ なお，養介護施設従事者による高齢者虐待の定義は次のとおりです。

i 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ，又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ii 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

iii 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

iv 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

v 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

- ・ 各施設は，虐待の発生又はその再発を防止するために以下の措置を講じる必要があります。

- ① 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。
- ② 「虐待の防止のための指針」を整備すること。
- ③ 「虐待の防止のための研修」を定期的実施すること。（年2回以上※及び新規採用時）
※短期は，年1回以上
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- ・ 必要な措置が講じられていない場合，高齢者虐待防止措置未実施減算として基本報酬から減算されます。

『身体的拘束等の廃止（適正化）』

- ・施設内での身体的拘束等の実施の有無に関わらず，各事業所では，以下の措置を講じる必要があります。
 - ①「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。（※1）
 - ② 専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくこと。（※2）
 - ③「身体的拘束等の適正化のための指針」を整備すること。
 - ④「身体的拘束等の適正化のための研修」を実施すること。（年2回以上及び新規採用時）
- ・身体的拘束等については，運営基準において，「サービスの提供にあたっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。」旨が規定されており，身体的拘束等の原則禁止規定が置かれた上で，例外的に身体拘束を行う場合の要件が規定されています。しかし，身体的拘束等は，利用者本人にとって身体的，精神的，社会的弊害をもたらし，利用者の自立を阻害することになります。
- ・例外的に身体的拘束等を行う場合，切迫性，非代替性，一時性の三つの要件をすべて満たしていること。組織として検討していること及び本人・家族への説明・同意が必要になります。また，身体的拘束等に関する記録も必要であり，記録がない場合は，身体的拘束等を行う理由や検討経過がわからず，運営基準違反であり減算に該当します。

※1 関係する職種，取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合は，一体的に設置・運営することとして差し支えない。

※2 「短期」は，担当者の設置の定めはない。

3 留意事項について

過去の運営指導等における特養の指摘事項について掲載しています。

<各基準等の略称について>

広域型介護老人福祉施設

◇基準省令

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）

◇解釈通知

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号）

◇報酬告示

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 21 号）

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号）

◇留意事項通知

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に関する部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）

地域密着型介護老人福祉施設

◇基準省令

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生省令第 34 号）

◇解釈通知

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）

◇報酬告示

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生省告示第 126 号）

◇留意事項通知

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号、老振発第 0331005 号、老老発第 0331018 号）

（１）運営基準について

身体拘束等適正化，虐待防止

【指摘事項】 身体的拘束等の適正化のための指針及び虐待の防止のための指針において、項目が不足している。

【指導事項】 解釈通知を確認しながら、必要項目を指針の中に盛り込むこと。特に「入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針」がない事例が多い。

【参 考】 広域型◇基準省令第 11 条・第 35 条の 2，解釈通知第 4 の 10（4）・第 4 の 38②

地域密着型◇基準省令第 137 条・第 3 条の 38 の 2，解釈通知第 3 の七 4（4）④・第 3 の七 4（26）②

勤務体制の確保等

- ①【指摘事項】 研修の参加人数の不足，実施内容の不足。

【指導事項】 コロナ禍以降，大人数で集まることを避け，資料配布のみで研修実施としている事例や，オンライン研修にて録画視聴するのみの事例があった。感染症の状況等により，通常通りの実施が難しい場合においても，複数回の開催や，研修後のアンケートの実施等を検討いただき，参加人数の確保と職員の理解度把握に努めること。

【参 考】 広域型◇基準省令第24条，解釈通知第4の27
地域密着型◇基準省令第149条，解釈通知第3の七 4（19）

- ②【指摘事項】 勤務表に常勤・非常勤の別，職種の配置状況（兼務状況含む）の記載をしていない。

【指導事項】 勤務表においては，常勤・非常勤の別，職種の配置状況（兼務状況含む）について，確実に記載すること。

- ③【指摘事項】 業務継続計画に関する研修等について，新規採用時に実施していない。

【指導事項】 運営基準上，新規採用時に必要な研修として，身体拘束等適正化・虐待防止・感染症等・事故防止・業務継続計画の研修実施が規定されているので，確実に実施すること。

事故発生の防止及び発生時の対応

【指摘事項】 事故防止の研修の内容等が不足している。（内容・回数・新規採用時の実施等）

【指導事項】 事故発生防止のための研修の内容としては，事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに，指針に基づき，安全管理の徹底を行うこと。定期的な研修（年2回以上）を開催するとともに，新規採用時には必ず実施すること。研修の実施内容は記録すること。

【参 考】 広域型◇基準省令第35条，解釈通知第4の37
地域密着型◇基準省令第155条，解釈通知第3の七 4（25）④

口腔衛生の管理（短期除く）

【指摘事項】 歯科医師等の技術的助言及び指導に基づき，入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成していない。

【指導事項】 歯科医師等の技術的助言及び指導に基づき，助言を行った歯科医師，歯科医師からの助言の要点，具体的方策，当該施設における実施目標等を記載した，入所者の口腔衛

生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。

- 【参 考】 広域型◇基準省令第 17 条の 3，解釈通知第 4 の 18（3）
地域密着型◇基準省令第 143 条の 3，解釈通知第 3 の七 4（12）③

運営規程

- 【指摘事項】 虐待の防止のための措置に関する事項が定められていない。
- 【指導事項】 虐待の防止のための措置に関する事項は令和 6 年 4 月 1 日より義務化されており、運営規程に定める必要がある。
- 【参 考】 広域型◇基準省令第 23 条，解釈通知第 4 の 26
地域密着型◇基準省令第 148 条，解釈通知第 3 の七 4（18）

（２）報酬基準について

サービス提供体制強化加算/日常生活継続支援加算

- 【指摘事項】 本加算の算定要件を満たしていることの確認ができない。（介護福祉士等・常勤職員・勤続年数の状況がわかるもの、毎月の記録、計算書等）
- 【指導事項】 加算算定にあたって、要件を確認する体制及び必要書類を作成すること。
- 【参 考】 広域型◇報酬告示別表の 1 のヤ，留意事項通知第 2 の 5（50）
報酬告示別表の 1 の注 9，留意事項通知第 2 の 5（10）
地域密着型◇報酬告示別表の 7 のフ，留意事項通知第 2 の 8（51）
報酬告示別表の 7 の注 9，留意事項通知第 2 の 8（10）

栄養マネジメント強化加算

- 【指摘事項】 食事の観察等の記録が一部確認できない。
- 【指導事項】 食事の観察等の記録については、加算の根拠資料になるので、確実に記録の上、保管すること。
- 【参 考】 広域型◇報酬告示別表の 1 のチ，留意事項通知第 2 の 5（28）
地域密着型◇報酬告示別表の 7 のヌ，留意事項通知第 2 の 8（28）

褥瘡マネジメント加算

【指摘事項】 入所月から褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）を算定していた。

【指導事項】 Ⅱの算定にあたっては、施設入所時の評価において、褥瘡の発生するリスクがあるとされた入所者について、施設入所日の属する月の翌月以降に評価を行い、当該月に持続する発赤（d1）以上の褥瘡の発症がない場合に算定が可能な加算である。最短でも、入所月の翌月からの算定となる。

【参 考】 広域型◇報酬告示別表の1のナ、留意事項通知第2の5（41）

地域密着型◇報酬告示別表の7のウ、留意事項通知第2の8（42）